

# 旅 費 規 程

第1条 この規程は、本協会の円滑な運営を行うとともに、経費の適切な支出を図ることを目的とする。

第2条 この規程は、本協会の業務遂行に必要と認められた者が旅行するときに適用する。旅行する場合は「旅行伺い」により専務理事の決裁をとることとし、旅行後、「復命書」を提出する。また、必要に応じて報告書を添付する。

第3条 旅費の支給に関しては、別紙旅費規程一覧表による。

第4条 この規程の改廃は、理事会の決定とする。

附則 この規程は平成23年9月1日より施行する。  
この規程は平成26年5月24日に一部改正する。